

「日本における非正規滞在外国人問題の一考察 —主に非正規タイ人の減少に注目して—」

田 卷 松 雄・菊 入 千 賀 子

第1節 日本における非正規滞在者の動向

1980年代後半から1990年代初頭にかけて、日本ではバブル経済により労働力不足が深刻となり、多くの外国人、いわゆるニューカマー（新来外国人）が流入してきた。現在、日本では約200万人以上の外国人が暮らしており、滞在の長期化、定住化が進んでいる。

その中には在留資格がない状態で滞在している、いわゆる「不法滞在者¹」も少なくない。入国管理局の推計によれば、在留期間を超過して滞する「不法残留者」は、1993年に最多の約30万人を記録した後、緩やかに減少を続け、2006年に初めて20万人をきり、193,745人となった。その他に「不法入国者」が約3万人いると推定されており、「不法滞在者」は約22万人いると見られている（法務省入国管理局：2006：pp48-49）。

非正規滞在者は、日本だけではなく、アジアにおける主要な外国人労働者受入国に共通に存在する。というよりも、アジアにおける外国人労働者の多くは、非正規滞在者なのである。北原は、主にタイにおける現実に着眼しつつもアジア全域を俯瞰し、「アジアにおける外国人労働者の大半は不法外国人労働者」であると指摘している（北原：2007）。田卷は、1980年代以降における東・東南アジアを舞台とする労働力移動が、主としてアジ

ア域内の労働力移動という形態を取りつつ、膨大な数の非正規滞在者を生み出してきた現実を問題にした（田卷：2005）。

アジア全域に多くの非正規滞在者が存在する事実を前にして、主要な関心は、非正規労働者が多く存在することの背景に向けられてきた。この点に関する基本的な論点は、海外労働力に対する需要と入国管理政策の乖離、つまり、資本が国境を越えて労働力を編成することと国家が国境を越える人々の移動を制限することとの乖離に関連する。国家・地域間の経済格差に規定されて現実に労働力が国際的に移動するなかで、国家が入国管理を強化し労働力の移動の制限を図れば、外国人労働者は非正規化せざるを得ない。非正規滞在者の存在は、一般に、貧しい国々の人々が、法的規制を無視して入国・就労することで外部から持ち込んだ「問題」とみられている。このような状況のなかで、上記の「乖離」に着眼しながら、非正規滞在者が生み出される、いわばアジア的な背景や文脈を多面的に検討することは重要である。

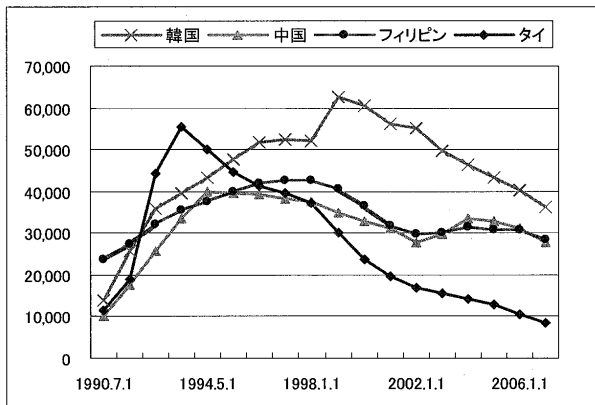
しかしながら同時に、国別の異同をどのように理解するのかという問題がある。国別の状況は大きく異なる。冒頭に示したように、日本における非正規滞在者は1993年に約30万人でピークを迎え、その後15年近く、ほぼ一貫して緩やかに減少してきた。アジアの中で、このような傾向を示したのは日本だけである。これに対し、日本と対照的なのは、韓国である。韓国では、非正規滞在者は1990年約2万人、95年約5万人、2000年約15万人、2003年約29万人と一貫して増加し続けた。非正規滞在者問題のアジア的な背景や文脈と共に国別の異同を統一的に把握できるような枠組みや理論とはどのようなものか、われわれの大きな関心はそこにある。

図1は、日本における韓国、中国、フィリピン、タイの主要4ヶ国「不法残留者」数の推移を、1990年7月から2006年1月まででみたものである。

1 在留資格が無い状態で滞する外国人は行政によって「不法滞在者」と呼ばれており、メディアでも一般的に「不法」という表現を用いるが、この「不法」という言葉は、社会正義の原則を侵しているという響きと差別的な意味を持つ（駒井：1997：pp. 38-41）。そこで本論文では、行政やマスコミが使用している表現を用いる際は括弧付で表記することにし、それ以外は国連など国際的に広く用いられているirregularの訳語である「非正規」を用いることにする。より正確な表現は非正規滞在外国人であるが、本論では、以下、非正規滞在者という表現を用いる。

2006年1月1日現在の「不法残留者」数は、韓国が40,203人で最も多く、次いで中国31,074人、フィリピン30,777人、タイ10,352人で、この上位4ヶ国の構成は、順位の変動はあるものの10年以上変わっていない。韓国は99年以降減少傾向にあるものの、依然最多を占めている。中国やフィリピンは全体として減少傾向にあるものの、増減を繰り返している（法務省入国管理局：2006：pp48-49）。その中でかつて国籍別で最多を記録したこともあるタイ人は一貫して減少を続けている。1989年の11,523人から急激な増加を見せ、1993年に国籍別でも最多の55,383人を記録した後、一転急激な減少を見せ、2006年1月1日の時点では10,352人にまで減少した(図1)。このような急激な減少は他の国籍出身者には見られない特徴である。

図1 主要4ヶ国「不法残留者」数の推移



出典：法務省入国管理局『出入国管理』平成17、18年版

以上を踏まえ、本論は、日本における非正規滞在者の減少を取り上げる。これまで、非正規滞在者の存在やその増加に比して、「減少」に着目する研究は少なかった。特に減少が著しいタイ人非正規者に主に焦点を当て、基礎的な事実を確認すると共に、非正規滞在者減少の背景と意味をより総体的に捉えるための課題設定へとつなげておきたい。

ここでは、以下、非正規滞在者の減少に関わると思われる要因を仮説的に提示しておく。

第一に、本国への強制送還による帰国がある。政府が「不法滞在者」対策として最も重視してきたのは、強制送還による国外退去である。近年、政府や自治体はその姿勢をさらに強めている。

2005年12月には、政府は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—『世界一安全な国、日本』の復活を目指して—」(犯罪対策閣僚会議)を策定し、犯罪の温床となる「不法滞在者」を5年間で半減させることが必要であると宣言した。また、東京都は「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」(2005年10月)で、東京の「不法滞在者」を5年間で半減させるという目標を宣言している。

第二に、自主的に出頭しての帰国がある。一般的に、海外出稼ぎは、契約労働者であれ、非正規就労であれ、当初は、数年程度での帰国を予定していることが多いと言われる。実際の滞在期間は、当初の目標がどの程度達成されたか、あるいは達成されなかったかに大きく影響される。貯金が出来て帰国する場合もあるであろう。十分な貯金が出来ずあきらめて帰る場合もあれば、逆に当初の目標を達成するべく滞在を長期化させる場合もあるであろう。帰国する、しないの選択は、経済的な達成度を軸にしつつも、様々な要因によって規定される。

第三に、合法化・正規化による非正規滞在者の減少がある。日本では、一定の要件(居住年数や生計能力等)を設けて、それを満たす非正規者を一時期に一斉に合法化・正規化し、正式に在留と就労を認める一般アムネステイは実施されたことがない。しかし、合法化・正規化を希望する申請者に個別に対応する在留特別許可制度がある。

第四に、新規入国あるいは再入国して、非正規の状態而就労する人々の動向が関係する。先の東京都の共同宣言では、過去10年間毎年5万人前後が退去強制手続きを経て送還されてきたのにも関わらず、未だに約25万人の「不法滞在者」がいるという事態が憂慮されている。過去10年間で約50万人が強制送還された事実とこの間の「不法滞在者」数の減少を見比べれば、就労目的で流入してくる人々が絶えないという事態が示唆される。どの程度の人が日本へ向かうかは、特に近隣アジア諸国の労働市場や入国管理政策の動向と関わるため、一国的視点ではなく、アジア全域を視野に入れることが問われる。

本論では、主に第三までのポイントに注目した。第2節では、タイ人海外出稼ぎの一般的な背

景を見たうえで、タイ人の日本への流入に関して、数的な推移、動機、流入経路などを見た。第3節では、非正規タイ人の減少を、帰国による減少と在留特別許可による減少の2つのパターンに大別し、制度的な仕組みや統計的なデータを整理することで、実態把握を試みた。第4節では、インフォーマントからの情報をもとにして、非正規タイ人の減少に関する5つの事例について概要を紹介すると共に、若干の解説を付した。最後に、簡単なまとめと今後の課題を示した。

第2節 日本における非正規タイ人

1. タイ人労働者の国外への労働力移動

タイ人の海外への出稼ぎは1970年代、女性のヨーロッパへの出稼ぎから始まった。その後1975年頃から中東諸国への男性労働者の出稼ぎが増加し始め、それがタイの海外出稼ぎの主たる形態となった。タイ東北部²の高い失業率とタイ政府の出稼ぎ促進政策とが合わさって、1980年から85年には毎年10万人以上が出稼ぎに行った。しかしその後、1985年の石油価格の下落、イラクのクウェート侵攻、サウジアラビア人外交官殺人事件などをきっかけに、行き先は台湾、香港、シンガポール、日本など東・東南アジアへシフトする (Ito & Phannee : 2000 : pp. 14-15)。

タイ労働省雇用局の統計によると、2005年に雇用局に海外就労許可申請を行ったタイ人労働者115,267人のうち、台湾が最多の57,663人(41.29%)、次いで韓国14,232人(10.19%)であった。日本は5番目に多い6,585人(4.71%)である。かつては台湾が圧倒的に多かったが、近年は台湾に行く労働者はやや減少し、その分「雇用許可制³」が開始された韓国に行く者が増加した (Samnakngaan Borihaan Raengaan Thai Pai

Tangpratheet : 2006 : pp. 16-17)。

タイが国外へ労働力を送り出すようになった背景について触れておきたい。タイでは、1960年頃から、農村部からバンコク等都市部への出稼ぎが増加した。かつてタイは農業を営みながらの自給自足の生活が中心であったが、資本主義の浸透が強まり、農村への商品の激しい流入によって農村部の人々の欲望は喚起され、消費形態が劇的に変化し、現金収入の必要性が増した。ところが農業による収入だけでは人々はその欲望を満たすことができず、出稼ぎや通勤等の形で自らの労働力を売り、農外就労に依存することになる。当初は農閑期のみ出稼ぎが中心であったが、次第にバンコク等都市部への定着化が進み、離村・離農が進んでいった。国内の労働力移動が増加した後、1970年代後半以降は国外への労働力移動が現れてきた (鈴木 : 1993 : pp. 42-45)。

以上のような農村部における変動とともに、タイが工業化を目指して外貨導入を活発化させる過程で、タイ国内の労働市場における二分化が進行したことも、タイ国外での就労の増加と密接に関係している。タイ国内の大工場の大卒の正規ワーカーや金融や国際ホテルなどのサービス部門の従業員になるには、日本の高卒の資格に相当する中等教育後期以上の学歴が求められるようになった。しかし多くの地方出身者は義務教育である小学校以上の教育の機会を得ることは家庭の事情などから困難であった⁴。有利な国内労働市場が工業化の中で現れたのにも関わらず、多くの地方出身者にはこの新たな労働市場に参入することが困難で、工業化の恩恵を受けることなく、小卒以下の労働者は農業日雇いや、インフォーマルセクターでの就労を余儀なくされることになった。さらにタイには近隣国 (ミャンマー、ラオス、カンボジア) か

2 タイの東北部は土壌が農業には適さず、干ばつ・洪水も多発するため、農業の生産性が極めて低く、必然的に貧しい地域となっている。このような状況の中で、多くの人口を抱え、農業以外にさしたる産業も無いため、所得も他地域と比較してかなりの差があり、出稼ぎに依存し、多くの人口流出者を出している地域である (鈴木 : 1993 : p. 81)。

3 韓国は日本と同様単純労働者は受け入れないという政策を堅持してきたが、2004年8月より「雇用許可制」を開始し、単純労働者の受け入れに踏み切った。送出国は8ヶ国に限定されており、タイも送出国の一つである。田巻 (2006) を参照。

4 1990年のタイの中学校への就学率はわずか39.8%であったが、90年に中学校が義務無償教育となり、その後97年には75.8%まで上昇した (村田 : 2003)。

らの労働力が流入し、3K業種の仕事に就くようになった。この近隣の国からの労働力の受け入れによって、労働需給が緩み、賃金の上昇は押さえられることとなり、タイの農村部の低い教育機会しか持てなかった人々の生活を苦しいものにしていく。したがって就学機会の低さも国外への労働力移動の要因となっている（茨城大学地域総合研究所：2002：p.13）。

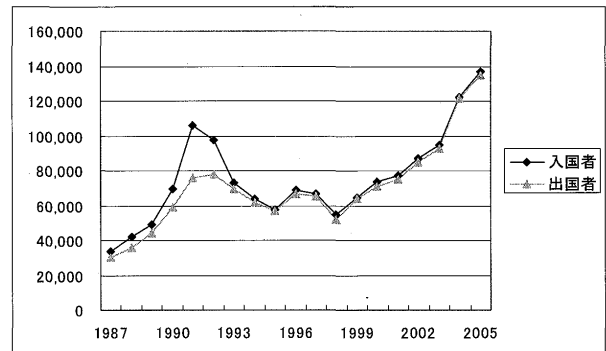
2. 日本への流入

タイ人の日本への流入が始まったのは1979年頃で、在タイ日系企業がタイ政府から許可を得て、従業員を日本の親会社へ研修に送ったのが、そのきっかけであった。その後タイ人女性の非正規な形での性風俗業への流入が1981年頃から始まった（Pataya：2001：p.36、2002：p.48）。1980年代前半までは3万～4万人で推移してきたものの、80年代末から入国者が急増し、1991年に10万人を超えた。入国者と出国者の差が最も開いたのもこの時期であり（図2）、この間に入国したタイ人で在留期限が切れても出国せずに非正規化した人が多かったことが推測される。当時の新規入国者を在留資格別に見ると、短期滞在の資格で入国するのが9割を占めており、タイ人の非正規滞在者のうち、短期滞在の資格で入国し在留期間を超過して非正規化したものが圧倒的に多いものと考えられる。

1991年以降入国者は減少に転じた。多少の増減はあったものの、1998年に90年以降で最少の54,457人となり、入国者に占める新規入国者の割合も最低の73.77%となった。在留資格別に見ると「短期滞在」の資格による新規入国者の減少が顕著であった。これは1990年の入管法改定以降、タイなど非正規滞在者の多い国に対するビザ発給が厳しくなり、新規入国が規制されたことが理由に挙げられる（茨城大学地域総合研究所：2002：p.21）。その後は増加に転じ、2003年以降は急増している。2005年には最多の134,559人を記録した。しかし入国者数と出国者数との差は非常に少なく、2005年に出国した短期滞在者の滞在期間を見ると、102,667人の内10日以内が83.4%で、92.1%が入国から1月以内に出国しており、91年前後のような就労目的で短期滞在の資格で入国し

超過滞在となるケースは少ないものと推測される。

図2 タイ国籍者の出入国の推移



出典：法務省大臣官房司法法制部『出入国管理統計年報』各年版

数ある出稼ぎ先の中から日本を選び、非正規という状態で就労するタイ人が多かったのはなぜか。最大の理由は賃金の高さである。Seksin（1998）など、タイ人労働者に対するアンケート調査を行った研究ではいずれも、来日の第一の理由は短期間に高い収入が得られることという回答が最多数を占めている（Seksin：1997：pp.209-212、Phanee：1997：pp.13-14.）。日本に出稼ぎに行った人からの、カネ、モノ、情報がタイの農村部へもたらされる。例えば、ある家族が日本への出稼ぎによって得たカネで家を建てたり、冷蔵庫や洗濯機などの耐久消費財を手に入れ、豊かな生活を送るようになる。それを見た周りの村人には「日本に行けば短期間で大金が稼げる」というイメージが形成され、そのイメージが人々の欲望を掻き立て、非正規であることを承知の上でも出稼ぎに行くようになり、次から次へと新たな出稼ぎを生み出していった（Phanee：1997：pp.21-25、鈴木：1993：pp104-105）。

非正規状態で就労するタイ人が増加したことには、タイ人ブローカーが大きな役割を果たしてきた。入国管理局が出している入管法違反事件に関する統計⁵をみると、入管法違反で検挙された外国人が来日する過程で、タイ人ブローカーの介在が圧倒的に多いことがわかる。93年の統計では、

5 入管協会『出入国管理関係統計概要』にて毎年詳細が公開されているが、過去5年間までの情報は入国管理局のホームページ上でも公開されている。

来日前に旅券・査証の手配（偽変造を含む）などのブローカーの介在を受けた入管法違反者7,216人の内、タイ人ブローカーから介在を受けた者が全体の62.4%（4,500人）を占めている。ブローカーの介在状況についてのデータは92年から95年までしか公開されていないが、その間タイ人ブローカー介在率は一貫して高かった。タイ人ブローカーが介在するのは一般的にはタイ人と考えられ、タイ人の多くがブローカーの介在を受けて入国してきたことが理解される。

タイ人労働者に対するアンケート調査を行った研究においても、日本の厳しい入管政策のため入国が困難なことから、日本に確実に行くために、高額な仲介料を支払ってブローカーの手配を利用する割合が高いことが明らかとなっている。Phanee (1997)⁶によれば、ブローカーの手配により来日したタイ人は調査対象者全体の83.33%であった。Seksin (1998)の調査⁷においても65.2%を占めている。タイ人が日本へ来日する際のブローカー利用率は極めて高いと言える（Seksin : 1997 : pp178-185、Phanee : 1997 : pp. 28-32）。

ブローカーを利用する場合、利用する範囲によって額にばらつきがあるが、一般には高額な仲介料が必要とされる。例えば、1990年代中頃、男性でパスポートやビザの偽造が必要な場合には20万～25万バーツ（100万～125万円）⁸が必要になるという。また特に女性で性産業での就労をする場合、仲介料はさらに高額で80～100万バーツ（400～500万円）以上となる（Seksin : 1997 : pp178-185）。ブローカーはパスポートやビザをはじめ、日本へ確実に入国するために様々な手段を講じる。例えば、日本のビザを入手したパスポートの写真を入れ替えるなどパスポートを偽造・変造したり、依頼者を既婚者に見せるように偽装結婚の

手配を行ったり、日本行きのビザを取得しやすい第三国（マレーシア、シンガポール等）に行き、ビザを取得するなど、その手段は多岐にわたっている（Phanee : 1997 : pp. 28-32）。

第3節 非正規タイ人減少の背景

1. 帰国による減少

非正規滞在者が帰国をするパターンは、自発的な出頭による帰国と逮捕・摘発による強制退去による帰国に大別される。ただし、2004年12月に「出国命令制度」が新設されるまでは、自発的な出頭した場合でも、逮捕・摘発を受けた場合でも、いずれも退去強制手続きに基づいた送還が行われてきた。

非正規者の減少に関して一般的にイメージされるのは、非正規滞在者が逮捕・摘発され、日本国外へ強制送還されることによって減少する、というものであろう。しかし、この点、駒井（1998）は、退去強制手続きによって送還された非正規滞在者の多くは、自発的に出頭したものであると指摘している（駒井：1998：p. 19）。統計からは自発的な出頭者と逮捕・摘発を受けた者との割合は不明であるが、いくつかの統計から大まかな状況を推測することは可能と思われる。2004年に入国管理局で退去強制手続きをとった入管法違反者は55,351人であった（法務省入国管理局：2006：p. 52）。警察庁⁹によれば2004年に入管法違反で検挙された人員は11,069人で、入管単独による摘発の年間件数は公開されておらず不明であるが、入管法違反者全体から警察によって検挙された入管法違反者を差し引くと44,282人となり、入管法違反者全体の約7～8割は自主的な出頭と考えられる。自主的な出頭者の中から、2004年に在留を希望して出頭した者（在留特別許可の申請者）約14,000人¹⁰を除くと約3万人になる。つまり、入管法違反者全体の半数以上が帰国を希望しての自

6 Phanee (1997) は1994年2月より、いくつかの都市のタイ料理店・雑貨店を通じて200部のアンケート調査票を配布し、同年6月までに66部を回収し、それを元に分析を行っている。

7 Seksin (1998) は、駐日タイ王国大使館の協力の下1995年1月から3月に大使館へ臨時旅券(CI)を申請した345人の経歴調書のデータを用いて分析を行っている。

8 95年当時のレートは1バーツ＝4～5円

9 「来日外国人犯罪の検挙状況」

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kokusaisousa/kokusai/2.pdf> (2007年5月26日)

10 退去強制手続きにおいて、在留特別許可を希望して異議申し立てを行った者（法務省大臣官房司法法制部：2005：p. 154）

主的な出頭者であったと推測される。

自発的に出頭し帰国する人々はどのような理由で帰国を決意したのか。そのような実態はあまり明らかとなっていないが、非正規タイ人については、Seksin (1998)¹¹が実態の一部を明らかにしている。1995年1月から3月までの間にタイ大使館へ帰国のための臨時旅券の申請に来たタイ人345人のうち、69.3%が自ら帰国することを希望していた。Seksinの聞き取りによれば、帰国を希望した具体的な理由としては「十分にお金を稼いだから」や「家族と暮らしたい」というのが主であった。また日本に再び働きに来たいかという問いに対して83.5%が「もう働きには来ない」としており、その理由としては、貯金が十分にあることや家族と暮らしたいという理由が主であったが、なかには日本での就労は規則が厳しく自由やゆとりを欠いていて嫌だからという理由が少なくなかった (Seksin : 1997 : pp. 194-196)。

2004年12月から自主的な出頭者を速やかに帰国させるための制度「出国命令制度」が新設された。出国命令制度は入国管理局に出頭した非正規滞在者のうち、一定の要件に該当する者に対して適用される制度である。対象者には上陸拒否期間1年という罰則のみで、その他に罰金等の罰則は課されず、収容もされない。出国命令制度が適用される要件¹²は、以下の通りである。速やかに出国する意思を持って自ら入国管理局に出頭したこと、「不法残留」(超過滞在)以外の退去強制事由に該当しないこと、入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役刑等に処せられていないこと、過去に退去強制歴がないこと、出国命令で出国したことがないこと、速やかに出国することが確実と見込まれること(有効旅券、帰国旅費の用意)。

以上すべての要件に該当しなければ出国命令は適用されない。補足すると、入管の摘発や警察に逮捕された場合には適用されず、さらに在留を希

望して出頭して在留特別許可が下りなかった場合にも適用されない。偽造旅券での入国や上陸審査を受けずに入国した、いわゆる「不法入国」・「不法上陸」の場合や、売春従事者や薬物事案で有罪判決を受けるなど「不法残留」以外の退去強制事由に該当する場合にも適用されない(入管実務研究会 : 2004 : pp. 173-175)。

さて、退去強制令書による被送還者を見ていくと、1993年に最多の69,136人が送還された(図3)。93年を境に被送還者は減少に転じたが、2004年に一旦増加して2005年に再び減少した。2005年における減少は、2004年12月に開始された「出国命令制度」適用のケースが増加したためと考えられる。この制度は2004年12月2日よりの施行であったが、入国管理局は同年11月1日から12月1日までに帰国を希望して出頭した者に対しても、12月2日以降に出国命令書を出すこととした。その結果、11月中に出頭した者は2,148人、12月中に出頭した者は2005人であった。2005年中に出国命令書を交付されたのは12,227人である。国籍別に見ると、中国が最多の3,893人、次いで韓国・朝鮮が2,206人、フィリピンが1,742人、インドネシアが670人、タイが507人であった。

図4は上位4ヶ国の被送還者数の推移を示したものである。この4ヶ国は毎年、被送還者数の半数以上を占めている。タイ人の被送還者を見ると、1993年に最多の13,117人が退去強制令書の発付により送還された。その後、被送還者は減少し、2001年以降は毎年約2000人前後で推移してきた。90年代後半以降のほぼ一貫した傾向として、非正規滞在者上位4ヶ国の被送還者のなかでタイ人が占める割合は小さい。ちなみに、若干の波はあるが、おおむね被送還者が増加傾向を示してきたのは、中国のみである。

自主出頭あるいは逮捕・摘発を経て送還された非正規滞在者が90年代後半以降4万人から7万人弱の間で推移してきたことは、日本における非正規滞在者減少の1つの背景として理解しておく必要がある。ただし、自主出頭なのか逮捕・摘発による送還なのかという点を含め、帰国の実態については不明な点が多い。また、制度発足から日が浅いが、出国命令制度が非正規滞在者の帰国を促す可能性は少なくないと思われる。図1で確認し

11 調査を行った当時、バブルの崩壊で仕事が無いため、帰国しようと大使館に臨時旅券の申請にやってきたタイ人が例年に比べて多かったという (Seksin : 1997)。

12 入国管理局「第159回国会において成立した『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成16年6月2日法律第73号)』について」<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan21.html> (2007年5月30日)

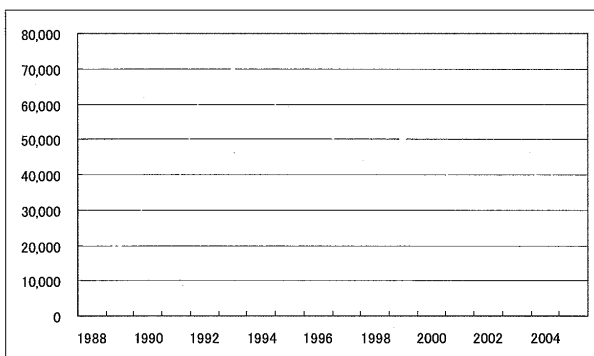
た非正規滞在外者数の推移では、タイ人は他の国籍別非正規者に比べて減少が著しかったが、被送還者に関しては絶対的にも相対的にも多くない。したがって、退去強制を含む帰国は、非正規タイ人の減少の背景としては大きな要因とはなっていないと捉えられる。

2. 在留特別許可による正規化

(1) 在留特別許可の概要

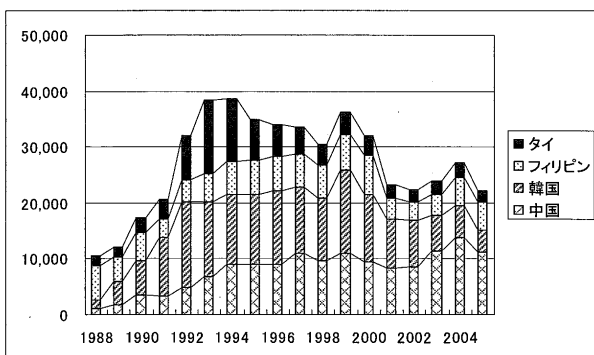
日本において、一般アムネステイはさらなる非正規滞在外者の流入を促進するとして一切認められてこなかった。在留特別許可が日本においては帰国することなく非正規の状態から正規の在留資格を得る唯一の手段になっている。90年代末から在留特別許可件数の増加が著しく、2000年以降だけでも5万人以上が在留特別許可を取得し正規化している。このことから、在留特別許可が非正規滞在外者の減少に少なからず影響を与えていることがわかる。

図3 被送還者数の推移（総数）



出典：法務省大臣官房司法法制部『出入国管理統計年報』各年版

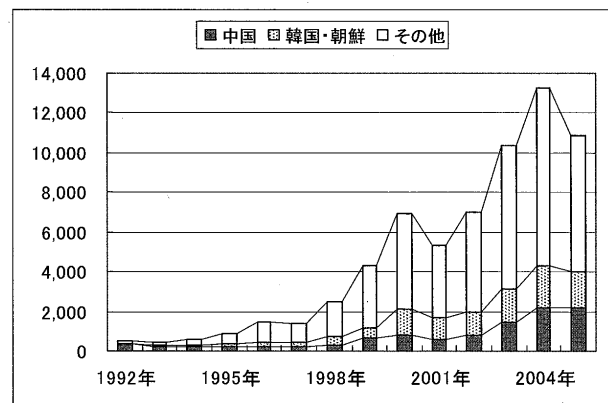
図4 主要国籍別被送還者数の推移



出典：法務省大臣官房司法法制部『出入国管理統計年報』各年版

在留特別許可は当初、退去強制事由に該当する旧来外国人の救済措置として始まったものであったが、1990年代に入り、新来外国人にもその適用が拡大されてきた¹³。在留特別許可件数を国籍別に見ると、中国、韓国・朝鮮など旧来外国人に多く適用されていたものが、1990年代に入ってから「その他の国籍」の外国人への適用が急増しており（図5）、ニューカマーへの適用が増加していることが伺える。増加を続けていた許可件数が2005年に一転減少しているが、これは近年偽装結婚など不正な手段で在留特別許可を申請する事例が増えたことを受け、入管側が審査を厳格化したためと考えられる

図5 国籍別在留特別許可件数の推移



出典：法務省入国管理局『出入国管理』平成4年～18年版

在留特別許可は退去強制手続きの最終段階に位置するものである。在留特別許可に至るまでの退去強制手続きは主に ①入国警備官による違反調査、②入国審査官による違反審査、③特別審理官による口頭審理、④法務大臣裁決 の4つである。まず入国警備官による違反調査では、当該外国人に入管法24条で定められている退去強制事由が存在するかどうかを調査する。退去強制事由に該当すると疑うに足りる理由があるときは、入国警備官は当該外国人の身柄を入国審査官へ引き渡す。違反審査では入国審査官が当該外国人に退去強制事由が存在するかを審査・判断する。退去強制事由に該当すると認められ、さらに対象者から

13 駒井（1997）によれば1992年秋の法務省内部の秘密通達からその適用対象がニューカマーにも拡大されるようになったという。

異議の申し出がなければこの段階で退去強制令書が発付される。異議を申し立てれば特別審理官による口頭審理を請求できる。さらに特別審理官の判定に不服があれば、法務大臣に対して異議の申し出をすることができ、そして法務大臣もしくは地方入国管理局長裁決¹⁴となり、在留を特別に許可するかが決定される。在留特別許可が下りれば在留を継続できるが、下りなければ退去強制令書が発付され、強制送還されることになり、日本への入国が5年間禁止される（入管実務研究会：2004：pp. 79-86）。

児玉（2004）によれば、在留特別許可は退去強制手続きの最終段階において法務大臣や地方入国管理局長が、本来であれば退去強制すべき人たちについて特別に在留の許可を与えるもので、入管側は申請行為とは捉えていないとの見方を示している（児玉：2004：p. 49）。しかし入管実務研究会によれば「入国管理局では1992年秋頃から、婚姻に基づいて在留を希望して自主出頭する外国人に対し、帰国を希望して出頭した外国人とは別の窓口を設け、必要書類を指示したり、所定の陳述書等の用紙を交付したりして、通常の出去強制手続きとは全く異なる扱いを行っている。まさに在留特別許可は退去強制手続きとは別枠の手続きとして位置づけられ、入国管理局への自主出頭は、在留資格を希望する旨の意思表示を行う場として「在留特別許可申請」と呼ぶのに適するものとなっている」（入管実務研究会、2004：pp. 77-78）という。

入管実務研究会によれば、自主出頭し在留特別許可を申請した場合、入国警備官による違反調査の時点では収容はされないが、入国審査官への引渡しの際に、形式的に一度収容した形にして即時に仮放免をするという方法を取るのが通例である

14 2001年の入管法および施行規則改正により、異議の申出に対する裁決の権限が法務大臣から地方入国管理局長へ委任されることになり、実際に在留特別許可案件の多くは地方入国管理局で判断が下されている。地方入国管理局での裁決が認められているのは、「政治、外交、治安等に影響を及ぼすおそれがある重要な案件以外のもので、日本人等（永住者を含む）と婚姻しており、その婚姻の信憑性及び安定性が認められるもの」と定められている（入管実務研究会：2004）。

という。仮放免には保証金¹⁵を納付する必要があるほか、住居の指定、行動の制限等が規定される。さらに1ヶ月もしくは2ヶ月に一度入管に出頭することが求められる。この出頭は取調べのためではなく、出頭という条件づけをすることで、その条件を遵守しているかどうかを確認するためであるという（入管実務研究会：2004：pp. 80-83）。

在留特別許可の基準に関して、入管側は「特に基準はなく個別の判断」としてきた。在留特別許可に対してその不透明さを指摘する声から、2004年から在留特別許可された事例の一部をホームページ上で公開し始めた¹⁶。2006年10月には「在留特別許可に係るガイドライン¹⁷」を公表し、ここでも明確な「基準」はないとしているが、判断にあたり考慮される事項を明らかにしている。積極的に考慮される要素として、日本人もしくは特別永住者の実子、その養育者、日本人との婚姻、人道的な配慮を必要とする特別な事情（日本への定着性など）などが挙げられている。

児玉によれば、日本人と法律上で結婚していて夫婦としての実態がある場合には100%近くと言っていいほど認められているという（児玉：2004：p. 58）。吉成（2002）も日本人あるいは永住者、または定住資格を有する外国人と婚姻した場合以外にはほとんど在留特別許可が認められていない状況を指摘し、在留特別許可件数増加の中の多くは、日本人との国際結婚によるものであるという見方を示している（吉成：2002：p. 156）。以上のことから日本人との婚姻により、在留特別許可が下りて在留資格を得ることにより、非正

15 入管法54条2項において、収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、300万円を超えない範囲内で納付させることとされているが、婚姻に基づく案件で自主的に出頭したケースであれば、概ね5万円から30万円となっており、事例によっては保証金なし、とされることもある（入管実務研究会：2004：pp82-83）

16 法務省入国管理局「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan25.htm>（2007年5月22日）

17 法務省入国管理局「在留特別許可に係るガイドラインの策定について」<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan52.html>（2007年5月22日）

規滞者が減少していることが考えられる。日本人と国際結婚をすれば在留資格が得られるという状況が90年代に入ってから続いてきたと言える。

また日本人の親から認知を受けた外国籍の子どもと、その子どもを実際に養育している外国籍の親に対しても、平成8年7月30日通達¹⁸を準用するかたちで在留特別許可が認められるようになっている（児玉：2004：p.58）。近年日本人との血縁関係が無い場合でも、日本に長年住んできて強固な生活基盤が日本にあるという理由から、在留特別許可が下りるケースも出てきている。しかし在留特別許可件数の中では、日本人との血縁関係を理由とするものが圧倒的に多い。

（2）国際結婚と在留特別許可

在留特別許可件数の多くが日本人との婚姻を理由とするものであるならば、そもそも日本人との国際結婚をする非正規滞者はどのような人々なのだろうか。厚生労働省の人口動態調査によれば、国際結婚の中で、夫が日本人で妻が外国籍という件数が全体の7割から8割を占めていて、夫が外国籍で妻が日本人という件数は2、3割であり（表1）、日本人と国際結婚をする外国人は圧倒的に女性が多いということが分かる。

在留特別許可件数が増加している中で、その許可事由のほとんどが日本人との国際結婚によるものだとすれば、在留特別許可を得て正規化した非正規滞者はニューカマーの女性が多いと考えられる。

表1に示した国際結婚の件数の中には結婚を機に、新たに来日するケースも含まれている。菊入が行った聞き取りによれば、初めから結婚目的で

入国するタイ人女性は少ないという。非正規タイ人の女性と日本人男性との結婚がどの程度あるのか、入手できるデータから推測を試みる。

当初から結婚目的で入国する外国人は、統計上、在留資格別新規入国者の中の「日本人の配偶者等」にあたると思われる。この資格には日本人の子どもも含まれるが、ほとんどが日本人の配偶者である¹⁹。「日本人の配偶者等」での新規入国者は全体的に増加している。フィリピン・中国は増減を繰り返しているものの、増加傾向にある。韓国とタイは1998年以降一貫して減少している。

国際結婚件数の中で結婚を機に来日する人の割合を、統計から大まかではあるが推測を試みる。2005年の「日本人の配偶者等」での新規入国者を同年の国際結婚の件数（夫日本・妻外国＋妻日本・夫外国）で割ると、韓国7.8%、中国43.0%、フィリピン53.0%、タイ39.1%であった。国際結婚の中でフィリピンは結婚を機に新たに入国するケースが多いことが伺え、韓国、中国、タイは、結婚目的での入国よりも既に日本に在住している人と日本人との国際結婚が多いことが推測される。特に韓国は結婚目的での入国者が極端に低いが、これはオールドカマーの在日韓国・朝鮮人が日本人と結婚するケースが多いためと考えられる。中国とタイは4割前後であった。しかし、タイは中国に比べて、日本在住者に占める非正規滞者の割合が高い²⁰。このことから国際結婚の中で、日本人とタイ人の国際結婚は、日本にいる非正規タイ人との結婚が多いと推測できる。よって非正規タイ人、特に非正規タイ人女性が日本人との国際結婚によって、在留特別許可を取得し、正規化したことが推測できる。Patayaの研究では、非正規タイ人の特に女性が日本人男性との国際結婚によって正規の資格を得ており、これが日本において非

18 未成年かつ未婚の日本人の実子を扶養するために在留を希望する外国人親が、日本人の子の親権者で、実際に養育監護していれば、在留資格「定住者」への変更申請を認めるというもの。超過滞在の親に対しても、この通達が準用される形で在留特別許可がおりるようになった（児玉：2004：p.58）。

19 『出入国管理統計年報』によれば、2005年に「日本人の配偶者等」の資格による新規入国者の中で入国目的が「日本人の配偶者」であったのは、韓国626人（98.9%）、中国5,202人（95.5%）、フィリピン5,085人（92.0%）、タイ647人（97.6%）であった（法務省大臣官房司法法制部：2006：pp.98-99）。

20 正規・非正規を合わせた日本在住外国人の推計値は、外国人登録者数（オールドカマーを除く）と「不法残留者」数を足し、そこから外国人登録をしている非正規滞者数（『在留外国人統計』上の「その他」にあたる）を引いた数である。2005年の推計値は、中国545,761人、タイ44,330人で、その内「不法残留者」数は中国31,074人で、タイ10,352人であった。推計値に占める「不法残留者」の割合は、中国5.7%、タイ23.4%で、タイ人の非正規滞者の割合が高いことが推測できる。

正規から正規化する唯一の手段になっていると指摘されている (Pataya:2001:p.41、2002:p.50)。

タイ人の「不法残留者」数も、1999年から2000年にかけて女性の減少が顕著である(図6)。この時期の女性「不法残留者」の減少は、表2でタイ人の結婚目的の新規入国者が減少した時期とも重

なり、日本在住の非正規タイ人女性が日本人との国際結婚により、在留特別許可を得て、正規化したことが原因と考えられる。

表1 国際結婚(主要4ヶ国との婚姻)件数の推移

年	夫日本・妻外国						妻日本・夫外国					
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	その他	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	その他
1992年	19,423	5,537	4,638	5,771	1,585	1,892	6,439	2,804	777	54	13	2,791
1993年	20,092	5,068	4,691	6,394	1,926	2,013	6,565	2,762	766	58	22	2,957
1994年	19,216	4,851	4,587	5,999	1,836	1,943	6,596	2,686	695	46	17	3,152
1995年	20,787	4,521	5,174	7,188	1,915	1,989	6,940	2,842	769	52	19	3,258
1996年	21,162	4,461	6,264	6,645	1,760	2,032	7,210	2,800	773	56	25	3,556
1997年	20,902	4,504	6,630	6,035	1,688	2,045	7,349	2,674	834	61	31	3,749
1998年	22,159	5,143	7,036	6,111	1,699	2,170	7,477	2,635	787	81	38	3,936
1999年	24,272	5,798	7,810	6,414	2,024	2,226	7,628	2,499	836	101	64	4,128
2000年	28,326	6,214	9,884	7,519	2,137	2,572	7,937	2,509	878	109	67	4,374
2001年	31,972	6,188	13,936	7,160	1,840	2,848	7,755	2,477	793	83	55	4,347
2002年	27,957	5,353	10,750	7,630	1,536	2,688	7,922	2,379	814	104	45	4,580
2003年	27,881	5,318	10,242	7,794	1,445	3,082	8,158	2,235	890	117	62	4,854
2004年	30,907	5,730	11,915	8,397	1,640	3,225	8,604	2,293	1,104	120	75	5,012
2005年	33,116	6,066	11,644	10,242	1,637	3,527	8,365	2,087	1,015	187	60	5,016

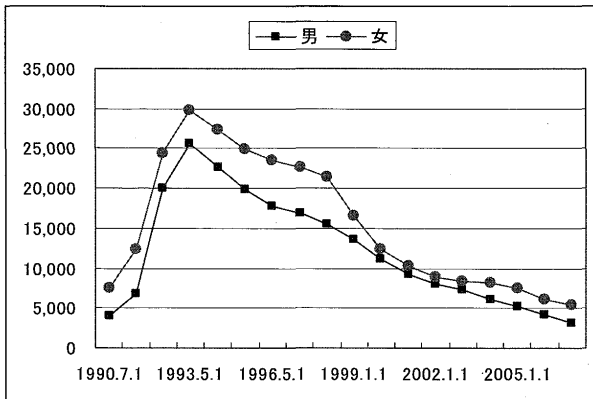
出典：厚生労働省「平成17年人口動態調査」

表2 主要4ヶ国「日本人の配偶者等」の在留資格での新規入国者数の推移

年	総数	韓国	中国	フィリピン	タイ	その他
1992年	25,552	1,522	2,734	917	346	20,033
1993年	20,583	1,081	3,148	856	437	15,061
1994年	18,156	1,087	3,252	857	1,203	11,757
1995年	19,950	916	3,846	1,288	1,265	12,635
1996年	25,869	845	4,937	5,238	1,132	24,737
1997年	31,606	925	5,947	4,992	1,236	18,506
1998年	24,572	1,459	5,446	4,628	1,243	11,796
1999年	26,737	1,716	5,965	4,665	1,100	13,291
2000年	33,167	1,341	6,713	5,477	1,089	18,547
2001年	27,461	1,149	7,421	5,382	893	12,616
2002年	20,857	684	4,572	4,884	560	10,157
2003年	23,398	618	3,940	4,887	584	13,369
2004年	23,083	682	4,483	5,038	548	12,332
2005年	24,026	633	5,445	5,530	663	11,755

出典：入管協会『出入国管理関係統計概要』各年版

図6 男女別「不法残留者」数(タイ人)



出典：法務省入国管理局「本邦における不法残留者数について」

日本人との国際結婚により在留特別許可が下りるケースが増加したことに呼応するかのようになり、外国人登録者数の中で「日本人の配偶者等」の在留資格を持つタイ人が1990年代に入って増加しており(図7)、特に女性の増加が著しい。さらに2000年以降には「定住者²¹」、「永住者²²」の在留資格をもつタイ人が増加している。「永住者」の資格について、入管は「永住者」への在留資格変更許可の運用基準を公開しており、その中に「日本人、永住者、または特別永住者²³の配偶者で、婚姻後3年以上の在留」によって「永住者」への変更許可が下りるとされている。「永住者」取得に要する年数は、日本人(もしくは永住者)の配偶者として在留特別許可を取得した場合、取得後5年が一応の目安になっているようである(入管実務研究会：2004：pp. 146-147)。したがって国際結婚によっ

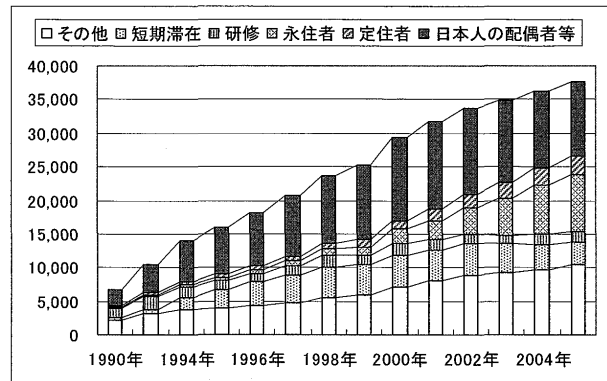
21 法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して居住を認める者で、インドシナ難民や、日系2・3世とその配偶者、中国残留邦人の子・孫などを与えられるほか、日本人と離婚後在留を希望する場合や日本人の実子を扶養する外国人親に与えられることもある。

22 一定の要件を満たしていると法務大臣が認めた時のみ許可される在留資格で、活動や在留期間の制限がない。

23 1945年9月2日(日本の降伏文書調印日)以前から日本に引き続き在留している平和条約国籍離脱者(韓国・朝鮮人、中国人など)とその子孫を対象とした在留資格。

て日本に定住し、「永住者」の資格が認められるようになったタイ人が増えてきたことにより、外国人登録者数の中で、「永住者」の在留資格が増加してきたと推測される。

図7 在留資格別外国人登録者数(タイ国籍者)



出典：入管協会『在留外国人統計』各年版

第3節 非正規タイ人減少の事例

本節では、非正規タイ人の減少に関する5つの事例を紹介する。5つの事例とは、自主的に出頭して帰国した事例、逮捕され帰国した事例(2事例)、国際結婚によって在留特別許可を取得したケース、日本人の実子養育という点で特別在留資格を取得したケース、である。以下に取り上げる事例は、関東某県の国際交流協会外国人相談員をしているT氏からの聞き取りによるものである。T氏は地域のタイ人の相談役を長年担ってきた方で、その情報を聞きつけて、県外から相談が舞い込むこともあるという。以下に紹介する事例はどれもT氏に関わってきたケースである。関わり方が異なるため、それぞれの事例に関する情報量には差があることを予め断っておく。

1. 帰国

(1) 自主的に出頭して帰国した事例

Aさん：40代女性 東北部チャイナート県出身
学歴：小卒

[概要]1982年に20代で来日。タイで離婚し、一人ですべてを育てるために日本へ出稼ぎに行くことを決め、ブローカーを通して東北部から直接日本へ来た。日本での仕事が単純労働であったため、ブローカーへの手数料は20万バー

ツ²⁴で当時としては比較的安い方であった。観光ビザで入国した後、超過滞在となる。

来日後、長く養鶏場で働いていた。勤務態度は真面目で、養鶏場が出る鶏糞を利用し、タイ野菜を栽培し、タイ雑貨店やレストランに販売するというサイドワークも行ってた。養鶏場のすぐそばに住み、タイ人男性と同棲していた。二人ともあまり無駄遣いをしなかったため、その分貯金をすることができていたという。

2000年夏に働いていた養鶏場が摘発にあい、一緒に働いていた人たちは捕まったが、二人は逃げることができた。働く場所、住む場所を失った二人は、シソの葉の農園で働き始める。そこでは在留資格がある労働者と無い労働者がおり、在留資格がある者が無い者をいじめるとい問題があった。

この職場での人間関係がきっかけとなり、Aさんは帰国を決意する。非正規滞在者の摘発が厳しくなってきたこと、貯金が十分に貯まり帰国しても生活にしばらくは困らないこと、タイに残してきた子どもに会いたいなどの理由もあり、2002年に入国管理局へ出頭した。有効なパスポートを所持しており、超過滞在以外の事由も無かったため、収容されることなく、速やかに帰国できた²⁵。日本滞在中に韓国への出稼ぎの話聞き、タイでしばらくゆっくりした後再び海外へ働きに行くことも考えていたようである。

〔解説〕帰国を決意した理由に貯金が十分に貯まったことが挙げられている。帰国後の生活の見通しを立てた上での帰国である。これは第3節第1項で触れたSeksin (1998) の調査結果とも合致し、貯金は、非正規タイ人が自発的な帰国を決意する大きな要因となっていると考えられる。この事例は40代の女性であるが、T氏によれば、自発的に帰国するタイ人は、一般的に40～50代の男性が多いという。タイ人女性が

日本人男性との結婚で在留特別許可を取得し正規化することは少なくないが、タイ人男性が日本人女性と結婚するケースは極めて少ない現状がある。40～50代で肉体労働をするのが困難になり、できる仕事が減ってきて、帰国を希望する男性が多いという。

(2) 摘発・逮捕され帰国したケース

① Bさん：50歳男性 東北部ウドンターニー県出身

〔概要〕1990年頃に来日。日本に来る前、20代の頃に中東へ働きに行った経験があり、そこで貯めたお金で家を購入。来日後は溶接や道路工事など肉体労働中心の仕事をしてきた。得た収入でタイにいる子どもに大学卒業まで教育を受けさせた。ある日の夜中に電話をかけに外出し、帰りに畑に美味しそうなキュウリを見つけ、取ろうとしたところに巡回中の警察官に職務質問にあい、超過滞りが発覚し、入管法違反で逮捕・起訴された。裁判で実刑3年執行猶予4年の判決が出たため、退去強制手続きに移行した。有効なパスポートを所持しておらず、手続きに時間がかかり、最終的に2006年初頭に帰国するまで約3ヶ月間勾留された。

② Cさん：47歳男性 東北部サコンナコン県出身

〔概要〕1991年来日。帰国直前の仕事は料理を作り車で地域のタイ人の元へ届ける仕事をしてた。タイ人女性と同棲し、結婚はしてなかったが女性との間には9歳の息子がいた。子どもは小学校に通っていた。ある日、料理を届けに行く途中に交通事故を起こし、超過滞りが発覚し、逮捕・起訴された。車に同乗していた息子も共に捕まり、児童相談所へ保護された。裁判で執行猶予付きの実刑判決を受け、入国管理局に即日引き渡され、退去強制手続きに入った。逮捕から約3ヶ月後に強制送還となった。貯金はほとんど無く、タイ人からのカンパで帰国費用を工面した。子どもはそれまで無国籍状態であったため、帰国の手続きにも時間がかかったという。

〔解説〕二人に共通しているのは突然の逮捕により帰国後の見通しを立てたり、準備することなく、送還されたということである。逮捕か

24 1982年当時のレート（1バーツ＝100円）で約200万円（国際連合統計局『世界統計年鑑』）

25 有効なパスポートがあり、素行に問題がない場合一週間程度で帰国できるという。

ら帰国まで3ヶ月あるとはいえ、拘束されている状態であることは限られているであろう。しかし近年では入管法65条(刑事訴訟法の特例)を適用して、逮捕から48時間以内に警察が身柄を入管に引き渡すケースも多い²⁶。したがって実態としてはもっと短期間で強制送還に至るケースが多いと考えられ、帰国後の生活の見通しが立てられない状態で送還されるケースが少なくないことが推測される。

T氏によれば、Bさんは年齢的に再び海外で働くことは難しいであろうとのことで、帰国後の生活も困難であったと思われる。Cさんは貯金がほとんどなく、カンパで帰国費用をまかっていたことから、同様に帰国後の生活は困難となったであろう。Cさんの子どもは日本語中心の生活をしてきたため、帰国後タイ社会への適応が困難だったのではないかと。入管の統計では被送還者の年齢別状況が公開されていないが、送還されるのは大人ばかりではなく、Cさんの子どものように日本で生まれ育った子どもも少なからずいる実態があると思われる。

2. 正規化

(1) 在留特別許可：国際結婚

①日本人との場合

Dさん：50代女性 東北部出身

[概要] 来日して15～6年になる。日本へ来る前に中東で縫製の仕事をしていたことがある。来日後は外国人が多く働く車部品工場に働いていた。当初は同じ工場に働くタイ人男性と付き合っていたが、同じ工場の日本人男性(50代・中間管理職)と知り合い、2000年に結婚した。その後在留特別許可を申請し、3ヶ月後に在留特別許可がおりた。

②日系人との場合

Eさん：50代女性 東北部 ウドンターニー県出身

[概要] 来日後、関東某県で暴力団関係の男性と同棲し、スナックや工場など言われるままに仕事をしてきた。ある時仕事場で日系ブラジル人3世の男性(40代)と知り合い、暴力団関係の男性のもとから一緒に逃げてきた。二人は結婚し、入管へ出頭し、在留特別許可を申請した。申請から2年後ようやく在留特別許可が下り、「定住者」の資格を得た。

[解説] 以上の二つの事例は、国際結婚による在留特別許可のケースでも、配偶者が日本人と日系人の場合では状況が異なることを示唆している。近年では国際結婚による在留特別許可の取得までに要する時間は短縮され、T氏によれば、日本人が配偶者の場合は通常3ヶ月程度で取れるという。しかし、配偶者が日系人であると取得は難しくなり、時間がかかることが多いという。日本人かどうかに関わらず、配偶者の職業や経済状態や素行なども入管側の判断に大きな影響を与える。

(2) 在留特別許可：日本人の実子養育

Fさん：40代女性 中部サムットソンクラーム県出身 学歴：中卒

[概要] バンコクで出稼ぎ中に、知り合いから日本行き話を聞き、日本へ行くことにした。91年3月に来日したものの、上陸拒否となり一旦帰国。3ヶ月後にシンガポール経由で他人名義のパスポートを使用し、日本へ入国する。ブローカーの仲介料は380万円で、借金として、返すまで働かされた。来日後は売春の仕事をしていて、本人はするつもりはなかったものの、半分だまされてすることになった。最初は台湾人オーナーの下で働いていたが、日本人オーナーに転売され、その費用はFさんの借金に上乗せされた。

93年頃にお店で妻子ある日本人男性と知り合い、残っていた借金200万円を立て替えて支払ってもらい、売春の仕事をやめることができた。その後も同じオーナーの下で手伝いとして働いていた。日本人男性とは内縁関係となり、妊娠し、2000年に女兒を出産。2004年には男児

26 入管法違反者を逮捕し、当該外国人が入管法違反以外の罪を犯していない場合、48時間以内に身柄を入管審査官に引き渡すことができるとしたもの。入管実務研究会(2004)によれば、現在東京では入管法違反が超過滞在だけでは公判請求しないという実務運用がなされているという(入管実務研究会：2004：p. 87)。2006年に入管法65条を適用し、入管に引き渡されたのは6,647人である。

かたやわれわれの意識を見直していくことが問われている。

参考文献一覧

浅見靖仁「国際労働力移動問題とタイ—研究動向と今後の課題」『大原社会問題研究所雑誌』No. 530、大原社会問題研究所、2003年

Ito Chiaki & Phannee Chunjitkaruna “Overview of Thai Migrant Workers in Japan” in *Thai Migrant Workers in East and Southeast Asia: The Prospects of Thailand's Migration Policy in the Light of the Regional Economic Recession: Conditions in Destination Country*, Asian Research Center for Migration, Institute for Asian Studies, Chulalongkorn University, 2001

茨城大学地域総合研究所『国際結婚におけるタイ人女性の現状』女性のためのアジア平和国民基金、2002年

北原淳「タイにおける外国人労働者の流入とその制度的条件」佐々木衛編著『越境する移動とコミュニティの再構築』東方書店、2007年

Graziano Battistella and Maruja M. B. Asis, eds, *Unauthorized Migration in Southeast Asia*, Scalabrini Migration Center, 2003

児玉晃一「退去強制手続、在留特別許可」東京弁護士会外国人の権利に関する委員会『実務家のための入管法入門』pp. 47-62、現代人文社、2004年

駒井洋『新来・定住外国人がわかる事典』明石書店、1997年

駒井洋『新来・定住外国人資料集成・上巻』明石書店、1998年

駒井洋『超過滞在外国人と在留特別許可—岐路に立つ日本の出入国管理政策』明石書店、2000年

鈴木規之『第三世界におけるもうひとつの発展理論—タイ農村の危機と再生の可能性』国際書院、1993年

関根政美「多文化国家における移民政策のジレンマ—新自由主義・民主主義・多文化主義—」『社会学評論』第56巻第2号、2005年

Seksin Sriwattananukunkit “Khunnaphaap Chiiwit Kaanthamngaan khong Raengaan Thai nai Yipun: Suksaa Koranii Raengaan Nook Kotmaai (Quality of Working Life of Thai Laborers in Japan: Case Study of Illegal Workers)” Research Report, Faculty of Social Science, University of Chiangmai, 1998 (in Thai)

Samnakngaan Borihaan Raengaan Thai Pai Tangpratheet *Sarup Sathaanakaan Kaanpai Thamngaan Taangpratheet Khong Ragengaan Thai: Prajampii 2548* (タイ労働省雇用局海外就労タイ人管理事務所『タイ人労働者の海外への就労の状況のまとめ：2005年』) 2007

田中宏「日本社会の右傾化と超過滞在外国人」『月刊 自治研』(「特集 非正規滞在外国人と自治体」) vol. 45 no. 526, 2003年7月

田巻松雄「東・東南アジアにおける非合法移民」『社会学評論』第56巻第2号、pp. 363-380、2005年

田巻松雄(青木秀男と共著)「アジア域内における労働力移動—受入れ国韓国と送出国フィリピンの最近の動向と課題」『宇都宮大学国際学部研究論集』2006年11月

Tsay, Ching-Jung, “Labor Migration and Regional Change in East Asia: Outflows of Thai Workers to Taiwan,” *Southeast Asian Studies*, 40(3): pp. 372-94, 2002

入管実務研究会『入管実務マニュアル(改訂版)』現代人文社、2004年

Phannee Chunjitkaruna “The Presence of Thai Workers in Japan” 東京大学大学院総合文化研究科修士論文、1997年

Pataya Ruenkaew “Towards the Formation of a Community: Thai Migrants in Japan” in the *Asian Face of Globalization Reconstructing Identities, Institutions and Resources The Paper of the 2001 API Fellows*

Pataya Ruenkaew “Female Thai Migrants in Japan” お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』第5号、pp. 47-69、2002年3月

法務省入国管理局『出入国管理』平成18年版、2006

年9月

法務省大臣官房司法法制部『出入国管理統計年報』
各年版

村田翼夫「第二次世界大戦後の教育改革」綾部恒
雄他『タイを知るための60章』pp. 216-221、
明石書店、2003年

吉成勝男「超過滞在外国人の国際結婚増加の背景」
筑波君枝『国際結婚の基礎知識—共に生きる
社会をめざして』 pp. 153-169、明石書
店、2002年

本稿は、文部科学省科学研究費平成16～19年度
補助金基盤研究（B）「アジア・グローバル都市に
おける都市下層社会変容の国際比較研究」（研究代
表者田卷松雄、課題番号16330094）による田卷と
菊入千賀子（協力者、宇都宮大学大学院国際学研
究科博士前期課程）の共同研究の成果の一部であ
る。インフォーマントからの聞き取りを始めデー
タの収集は主に菊入が行った。

การศึกษาปัญหาคนต่างชาติดู้อย่างผิดกฎหมายในประเทศญี่ปุ่น: การลดลงของคนไทยที่ดูอย่างผิดกฎหมาย

คนต่างชาติดูอย่างผิดกฎหมายในประเทศญี่ปุ่นนั้น มีจำนวนมากที่สุดถึงประมาณสามแสนคน เมื่อปีค.ศ.1993 แล้วลดลงเรื่อยๆ จนในปัจจุบันมีประมาณสองแสนคน งานวิจัยครั้งนี้มีจุดประสงค์เพื่อศึกษาสาเหตุของการลดลงของคนต่างชาติดูอย่างผิดกฎหมายโดยเฉพาะคนไทย เนื่องจากมีปริมาณลดลงอย่างรวดเร็ว โดยมี 3 ปัจจัยหลักที่เกี่ยวข้องคือ การเนรเทศออกจากประเทศ การกลับด้วยความสมัครใจ และการอนุญาตให้อยู่อาศัยในญี่ปุ่นเป็นพิเศษ

ในส่วนที่ 1 แสดงความสำคัญของปัญหา วัตถุประสงค์ และวิธีการศึกษา ในส่วนที่ 2 ศึกษาความเป็นมาของคนไทยที่ต้องการไปทำงานในต่างประเทศแล้วเลือกเข้ามาทำงานในประเทศญี่ปุ่น เช่น การเปลี่ยนแปลงของจำนวนคนในแต่ละปี เหตุผลที่เลือก และวิธีเข้าประเทศ ส่วนที่ 3 แสดงการลดลงของจำนวนคนไทยที่ดูอย่างผิดกฎหมายโดยศึกษาจากข้อมูลทางสถิติ แบ่งเป็น 2 ประเภท คือ การกลับประเทศ และการอนุญาตให้อยู่อาศัยในญี่ปุ่นเป็นพิเศษ จากการสังเกตพบว่าการลดลงของคนไทยที่ดูอย่างผิดกฎหมายมีสาเหตุมาจากการได้รับอนุญาตให้อยู่อาศัยในญี่ปุ่นโดยการแต่งงานกับคนญี่ปุ่น มากกว่าการเนรเทศออกจากประเทศหรือการกลับด้วยความสมัครใจ ส่วนที่ 4 ยกตัวอย่าง และอธิบายกรณีศึกษา 5 กรณี

โดยทั่วไปการที่คนต่างชาติดูอย่างผิดกฎหมายนั้นมักถูกมองว่ามีแนวโน้มที่จะคุกคามต่อประเทศและความเป็นอยู่ของประชาชนมากขึ้น และการลดลงของคนต่างชาติดูอย่างผิดกฎหมายนั้นก็เป็นที่น่าพอใจ แต่ในความเป็นจริงแล้วมีปัญหาหลายประการ เช่น คนที่ถูกเนรเทศกลับโดยถูกจับอย่างกะทันหันนั้น จะไม่สามารถเตรียมตัวหรือวางแผนการดำเนินชีวิตหลังจากกลับประเทศของตนไปแล้วได้ หรือในกรณีที่ได้รับอนุญาตให้อยู่อาศัยในญี่ปุ่นเป็นพิเศษโดยการแต่งงานกับคนญี่ปุ่นนั้น อาจจะเป็นต้นเหตุของปัญหาอื่นๆอีก เช่น เมื่อเกิดการหย่าร้างขึ้นจะเกิดปัญหาเกี่ยวกับ สถานภาพการอยู่อาศัยต่อในประเทศ หรือเมื่อเรียกเด็กเข้ามาจากเมืองไทยจะเกิดปัญหาเกี่ยวกับการศึกษา และการดำรงชีวิต ซึ่งเหล่านี้แสดงให้เห็นว่าการลดลงของคนต่างชาติดูอย่างผิดกฎหมายจะก่อให้เกิดปัญหาใหม่อีกหลายประการ

(2007年6月4日受理)